

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情
報官、内閣府大臣官房長）

求 釈 明 書

2025年12月22日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 護

弁護士 三宅 弘

弁護士 米倉 洋子
外8名

原告らは、下記のとおり、被告に対する釈明を求める。

第1 「任命権者側」とは誰か

1 釈明を求める理由

被告は、甲A63号証及び甲64号証について日本学術会議事務局が「任命権者側」に会員改選に向けた進捗状況等を説明したものであり、甲A65号証については「任命権者側」から日本学術会議事務局に伝達された内容であると主張するが（被告準備書面（8）22頁）、「任命権者側」が具体的に誰かということは、本訴において、対象文書の存否及び被告の行為の違法性を論じる上で不可欠な情報であるから、被告は以下の釈明に回答されたい。

2 釈明を求める事項

(1) 杉田和博氏について

令和2年12月17日参議院内閣委員会において、日本学術会議事務局長福井は、平成28年の3人の補充人事の際、当時の杉田和博内閣官房副長官が、当時の日本学術会議大西会長に対し、2名について推薦順を入れ替えるよう求めた旨答弁している。（甲A89）。

杉田氏は、平成24年12月26日から令和3年10月4日まで一貫して内閣官房副長官の職にあり、被告も認めるとおり、令和2年9月、内閣官房の総合調整事務として菅内閣総理大臣に対し、本件任命拒否を「相談」した人物である。

かかる経緯に照らせば、「任命権者側」の中心は杉田氏であり、甲A63号証及び甲64号証の説明を受け、甲A65号証の内容を決定した人物は杉田内閣官房副長官だったのではないか。明確に回答されたい。

(2) 安倍晋三氏について

日本学術会議会員の「任命権者」は内閣総理大臣であるが、安倍晋三氏は、平成24年12月26日から令和2年9月15日まで内閣総理大臣であった。

特に甲A65号証について、被告は「任命権者側」から甲A65号証の内容が日本学術会議事務局に伝達されたと主張しているが、甲A65号証の内容及びこれを日本学術会議事務局に伝達することについて、安倍晋三氏も判断ないし了解していたと理解してよいか。

(3) 菅義偉氏について

菅義偉氏は、平成24年12月26日から令和2年9月15日まで、内閣官房長官の職にあった。そして、被告の主張によれば、菅氏は「令和2年9月16日に内閣総理大臣に就任する前の官房長官だった当時から、日本学術会議会員選任方法の在り方に懸念を持ち、当該懸念を杉田副長官に伝えていた」人物であり、内閣総理大臣に就任した後、杉田副長官から相談を受け、本件任命拒否を判断した人物である（被告準備書面(4)3頁）。

特に甲A65号証について、被告は「任命権者側」から甲A65号証の内容が日本学術会議事務局に伝達されたと主張しているが、甲A65号証の内容及びこれを日本

学術会議事務局に伝達することについて、菅義偉氏も判断ないし了解していたと理解してよいか。

(4) 内閣府大臣官房の職員について

被告は、日本学術会議会員の任命は、内閣府の職員の任免に関することとして内閣府大臣官房が所掌し、内閣官房の所掌事務には含まれないと繰り返し主張する（被告準備書面(1)23頁など）。これを前提とすると、日本学術会議事務局の「任命権者側」に対する甲A63号証及び甲A64号証の説明や、「任命権者側」からの日本学術会議事務局に対する甲A65号証の内容の伝達には、内閣府大臣官房の職員が同席するなどして常に関与していたものと理解してよいか。

第2 甲A63号証・甲A64号証について

—令和2年4月2日付甲A63号証及び同年6月1日付甲A64号証による日本学術会議事務局による「説明」は「任命権者側」においてどのように記録されているか

1 釈明を求める理由

日本学術会議事務局は、令和2年4月2日付甲A63号証及び同年6月1日付甲A64号証をもって「任命権者側」に対し会員改選に向けた進捗状況を説明したところ、日本学術会議が会員候補者を選考中の同年6月12日付で、結果的に任命拒否された第2事件原告ら6名の氏名・肩書が「任命権者側」から伝達され、その記録を作成している（甲A65）。したがって、甲A63号証及び甲A64号証による説明が本件任命拒否に重大な影響を及ぼした可能性が高いため、「任命権者側」が上記各説明を記録したか、どのように記録したかは、対象文書の存否及び被告の行為の違法性を論じる上で不可欠な情報である。

2 被告の主張

- ・甲A63号証及び甲A64号証は、「令和2年改選に係る意思決定過程において、日本学術会議事務局が作成した日本学術会議会員候補者の推薦に関する資料であり、政府内での説明に用いられたものである。」（被告準備書面（1）61頁）。
- ・「日本学術会議事務局は、令和2年4月2日付け甲A第63号証及び同年6月1日付け甲A第64号証のとおり、任命権者側に会員改選に向けた進捗状況等を説明した。」（被告準備書面（8）22頁）

3 釈明を求める事項

以下について、甲A63号証及び甲A64号証それぞれについて回答されたい。

- (1) 甲A63号証、甲A64号証の説明を受けた「任命権者側」の者とは誰か。
- (2) 「任命権者側」は、内閣府の所掌事務として説明を受けたのか。それとも、総合調整事務として説明を受けたのか。

- (3) 日本学術会議事務局は、「任命権者側」への説明を行うにあたり、甲A63号証、甲A64号証を「任命権者側」に交付したか。
- (4) 「任命権者側」は、甲A63号証、甲A64号証に基づく説明の内容について、メモ等を作成したか。
- (5) 「任命権者側」は、交付を受けた文書ないしメモ等が存在するのであれば、提出されたい。
- (6) 廃棄したのであれば、その旨を明らかにされたい。
- (7) 交付を受けず、メモ等の作成もしていないとの主張であれば、任命権者側が日本学術会議側の説明をどのようにして記録したのかを明らかにされたい。
- (8) 学術会議事務局は、説明を行った際、「任命権者側」から、日本学術会議会員選任方法の在り方に関して「懸念」が示されたことはあったか。

第3 甲A65号証について

—第2事件原告全員の氏名・肩書が記載された「R2.6.12」付甲A65号証の内容の意思決定過程、伝達の趣旨、その記録など

1 釈明を求める理由

日本学術会議事務局が「任命権者側」から伝達された内容を記録したという「R2.6.12」と記載された甲A65号証には、第2事件原告全員の氏名・肩書が記載されており（第1事件不開示部分目録3Ch）、その意思決定過程こそが、本件任命拒否の核心部分である。被告はこれまで一切、甲A65号証の内容の意思決定過程やこれが伝達された趣旨を明らかにしていないが、これらは、第1事件対象文書2（任命拒否の根拠・理由がわかる文書）の存否や、被告の不開示処分²の違法性を決する重要な事実であるから、被告は以下の釈明に対し、明確に回答されたい。

2 被告の主張

- ・甲A65号証は、「令和2年改選に係る意思決定過程において、任命権者側から日本学術会議事務局に、令和2年改選に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録した文書の一部であり、第1事件不開示部分3③には、会員候補者の氏名及び肩書きが記載されている。」（被告準備書面（1）68頁）。
- ・甲A65号証は「任命権者側から令和2年改選の任命に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録したものにすぎず」、文書を受領したことを前提とする原告らの主張は誤っている（被告準備書面（6）20頁）。
- ・「会員候補者については令和2年4月30日開催の第16回選考委員会において（中略）候補者名簿が実質的に確定され、同月（令和2年6月。原告代理人注）25日開催の第19回選考委員会において、同日開催の幹事会に会員候補者の名簿を提出することが決定された。

幹事会は、令和2年6月25日、会員候補者名簿を承認した。」(被告準備書面(8)22頁)

- ・「令和2年6月12日付け甲A第65号証の内容のみが、…同年4月30日開催の第16回選考委員会において会員候補者が実質的に確定した後に任命権者側から伝達されたため、同年6月25日開催の第19回選考委員会においては、実質的に確定していた候補者名簿のとおり幹事会に提出することが決定され、甲A第65号証について配布や報告はされず、議論がされることもなかった」(被告準備書面(8)22頁)。

3 釈明を求める事項

【甲A65の内容を決定するに至った経緯について】

- (1) 甲A65号証の不開示部分には第2事件原告全員の氏名及び肩書が記載されているが、第2事件原告ら6名(又はこれを含む8名)を選び出すことは、いつ、誰が、決めたのか。当時「任命権者」であった安倍内閣総理大臣(当時)はその判断に関与していたか。
- (2) 甲A65号証の内容である第2事件原告を選び出す行為を行った人物は誰か。杉田内閣官房副長官ではないのか。
- (3) 甲A65号証の内容である第2事件原告を選び出す行為は、いかなる資料に基づいて行ったのか。
甲A64号証に添付された選考委員会作成の会員候補者名簿を使ったか。
甲A64号証以外の資料も取得したのではないか。明確に回答されたい。
- (4) 甲A65号証の内容である第2事件原告を選び出すために取得・使用した資料は保存されていないのか。「行政文書」の解釈にかかわらず、明確に回答されたい。
- (5) 「任命権者側」は、甲A65号証の内容の意思決定過程に関し、何らの文書も作成しなかったのか。それとも、作成したが廃棄したのか。
- (6) 甲A65号証の内容を日本学術会議事務局に伝達することを判断し、実行したのは、杉田内閣官房副長官だったのではないか。
- (7) 「任命権者」であった安倍内閣総理大臣(当時)は、甲A65号証の内容を日本学術会議事務局に伝達することを、自ら判断したのか。仮にそうでないとしても了解していたのか。
- (8) 菅内閣官房長官(当時)は、甲A65号証の内容を日本学術会議事務局に伝達することを、自ら判断したのか。仮にそうでないとしても了解していたのか。
- (9) 伝達行為は内閣府の所掌事務として実施されたのか、内閣官房の総合調整事務として実施されたのか。

【甲A65号証の内容の伝達と記録について】

- (10) 甲A65号証の内容を日本学術会議事務局に伝達してきた「任命権者側」の者は誰か。内閣府大臣官房の職員か、それとも内閣官房に所属する職員か。
- (11) 被告は、甲A65号証の不開示部分が文書として伝達されたのではないと主張するが、それでは、どのような手段で伝達されたのか。甲A65号証とは別の文書（メールを含む）か、口頭か、具体的に回答されたい。
- (12) 甲A65号証の不開示部分には、第2事件原告らの氏名及び肩書が記載されているが、これら記載事項の伝達のみでは、伝達の趣旨が理解できないことは明らかである。「任命権者側」は、日本学術会議事務局に対し、第2事件原告らを内閣総理大臣への推薦から外すようにとの趣旨を伝達したのではないか。
そうでない場合には、伝達の趣旨はいかなるものであったのか。
- (13) 「R2. 6. 12」の部分は、日本学術会議事務局が記載したのか。
- (14) 「R2. 6. 12」を手書きした者と、甲A59号証の「R2. 9. 24」の部分を手書きした者は、同じか異なるか。
- (15) 「R2. 6. 12」は、伝達された日付か。そうでないとしたら何の日付か。

【甲A65号証の内容が伝達された後の日本学術会議事務局の行った行為について】

- (16) 令和2年6月1日付の甲A64号証によれば、同日頃までに日本学術会議の選考委員会が111名の推薦候補者を内定しており、同月25日に105名の推薦案を確定する予定とされている。そうすると、甲A65号証の日付である令和2年6月12日が、「会員候補者が実質的に確定した後」であったとの被告の主張は誤りなのではないか。誤りでないのであれば、その理由を説明されたい。
- (17) 令和2年6月25日開催の日本学術会議の選考委員会において、甲A65号証について、配布、報告をしないこととしたのは誰か。
- (18) 甲A65号証の内容を伝達された日本学術会議事務局は、日本学術会議の会長、その他幹事会メンバーなど日本学術会議側に、甲A65号証の内容を伝えたか。
- (19) 被告は、甲A65号証は「令和2年改選に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録した文書の一部である」と主張するが、それでは、「令和2年改選に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録した文書」が甲A65号証の他にあるとの趣旨か。
それはいかなる文書か。
それは、日本学術会議事務局が保存しているか。

第4 令和2年改選において「任命権者と日本学術会議会長との間の意見交換」があったのか

1 釈明を求める理由

坂井学内閣府特命担当大臣は、令和7年5月29日、第217回国会参議院内閣委員会において、「これまでも御答弁申し上げているとおり、日本学術会議から推薦名

簿を提出する前に事務局を介して学術会議の会長と任命権者との間で意見交換が行われていたが、令和2年10月の任命に当たっても、これまでと同様に、推薦名簿が提出される前に事務局を介して意見交換が学術会議の会長との間で行われたものの、その中で任命の考え方のすり合わせまで至らなかった」と答弁した(乙A17号証)。本件任命拒否以降、国会では同趣旨の政府答弁が重ねられてきたが、当時日本学術会議会長であった山極寿一氏は意見交換等の事実を否定している。

日本学術会議が会員候補者を選考する以前に、「学術会議の会長と任命権者との間」における「意見交換」が行われていたのであれば、それは、令和2年改選に係る意思決定過程の重要な一部をなすものであるところ、意見交換の実施に係る文書は開示されておらず、被告の主張もなされていないため、事実を明らかにしていただきたい。

2 釈明を求める事項

- (1)令和2年改選に当たり、「任命権者」又は「任命権者側」と「日本学術会議会長」との「意見交換」が行われた事実はあるのか。
- (2)被告が「意見交換」の事実があったと主張するのであれば、その日時、方法、内容について明らかにされたい。
- (3) 被告が「意見交換」の事実があったと主張するのであれば、「任命権者側」において、その事実及び内容を記録する文書を作成したのか、作成しなかったのかを明らかにされたい。
- (4) 坂井大臣は、「事務局を介して」意見交換をしたと答弁しているが、日本学術会議事務局が「任命権者側」と日本学術会議会長との「意見交換」を仲介した事実はあるのか。
- (5) 被告が、日本学術会議事務局が「意見交換」を仲介した事実があったと主張するのであれば、その日時、方法、内容について明らかにされたい。
- (6) 被告が、日本学術会議事務局が「意見交換」を仲介した事実があったと主張するのであれば、日本学術会議事務局において、その事実及び内容を記録する文書を作成したのか、作成しなかったのかを明らかにされたい。
- (7) 坂井大臣の答弁にある「意見交換」と甲A65号証は関係があるのか、ないのか。関係があるとすれば、具体的に、どのように関係するのか。
- (8) 坂井大臣の答弁にある「意見交換」と、甲A63号証又は甲A64号証は、関係があるのか、ないのか。関係があるとすれば、具体的に、どのように関係するのか。

第5 菅義偉氏が、内閣官房長官であった令和2年9月15日までに、杉田副長官に伝えていたという「懸念」について

1 釈明を求める理由

菅義偉氏は、令和2年9月15日までは内閣官房長官であったが、その当時から日本学術会議会員選任方法の在り方に「懸念」を持ち、杉田官房副長官にその懸念を伝えていたとのことであるから、内閣総理大臣就任前になされたやりとりが本件任命拒否の判断に直結したとみるべきである。したがって、官房長官時代の菅氏の行為及びこれを受けた者の行為も、本件任命拒否の意思決定過程の一部を構成するものであるから、これに関わる文書の存否が明らかにされる必要がある。

2 被告の主張

被告は、「菅内閣総理大臣（当時。以下同じ。）は、令和2年9月16日に内閣総理大臣に就任する前の官房長官だった当時から、日本学術会議会員の選任方法の在り方に懸念を持ち、当該懸念を杉田副長官に伝えていたところ、同年8月31日に日本学術会議から会員の推薦が行われたが、菅総理大臣（同日時点では官房長官）は、その時点では推薦に係る名簿を確認していない。」と主張する（被告準備書面（4）3頁）。

3 釈明を求める事項

(1) 菅官房長官（当時）が杉田官房副長官に懸念を伝えた伝達方法について、以下の事項を明らかにされたい。懸念を伝えたのが複数回ある場合には、その全てについて、各回ごとに、以下の各事項を明らかにされたい。

- ① 懸念を伝えた日時。
- ② 懸念を伝えた場所。
- ③ 口頭か、メモ等を作成したか。
- ④ その場にいたのは菅官房長官（当時）と杉田官房副長官の2人だけか。他の職員も同席したか。

(2) 伝えたとする懸念の内容について、以下の事項を明らかにされたい。

- ① 「日本学術会議会員の選任方法の在り方」についての懸念とは、具体的にどのような内容であったか。
- ② 懸念を伝えた日時又は時期ごとに明らかにされたい（特に、令和2年6月12日以前、同月25日以降、同年8月31日以降などで、「懸念」の内容が異なるか否か）。
- ③ 菅官房長官から懸念を伝えられた杉田副長官の対応について、以下の事項を明らかにされたい。

ア 杉田副長官は、菅内閣総理大臣から懸念を伝えられた際、メモ等の記録に残したか。

残したと回答する場合、当該記録は保存されているか。

イ 杉田副長官は菅官房長官から伝えられた懸念を内閣府大臣官房に伝えたか。

伝えた場合、口頭で伝えたのか。メモ等を作成したか。

いつ伝えたか。

第6 菅義偉氏が、内閣総理大臣に就任した令和2年9月16日以降、加藤官房長官及び杉田副長官に改めて伝えたという「懸念」について

1 釈明を求める理由

菅義偉氏が、日本学術会議会員の「任命権者」である内閣総理大臣に就任した後に、日本学術会議会員選任方法の在り方に対する「懸念」を改めて官房長官及び副長官に伝達した行為は、本件任命拒否の意思決定過程の重要な一部であるから、これに係る文書の存否が明らかにされる必要がある。

2 被告の主張

被告は、「菅内閣総理大臣は、同年9月16日に内閣総理大臣に就任した後、新たに加藤官房長官及び杉田副長官に改めて当該懸念を伝え、それを受けて、同月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す相談があり、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを直接判断した。」と主張する（被告準備書面（4）3頁）。

3 釈明を求める事項

(1) 菅内閣総理大臣が、加藤官房長官及び杉田官房副長官に対して懸念を伝えたとする伝達方法について、以下の事項を明らかにされたい。懸念を伝えたのが複数回ある場合には、その全てについて、各回ごとに、以下の各事項を明らかにされたい。

- ① 懸念を伝えた日時。
- ② 懸念を伝えた場所。
- ③ 口頭か、メモ等を作成したか。
- ④ その場にいたのは菅内閣総理大臣、加藤内閣官房長官、杉田内閣官房副長官の3人だけか。他の職員も同席したか。

(2) 伝えたとする懸念の内容

- ① 「日本学術会議会員の選任方法の在り方」についての「懸念」とは、具体的などのような内容だったか。日本学術会議の推薦のとおり105名の会員を任命することについての「懸念」であり、任命拒否をすることが正当化できるかどうかの検討を促したのではないか。
- ② 懸念を伝えた日時が複数回であれば、その時期ごとに明らかにされたい。

(3) 菅内閣総理大臣から懸念を伝えられた加藤官房長官及び杉田官房副長官の対応

① 加藤官房長官について

ア 加藤官房長官は、菅内閣総理大臣から懸念を伝えられた際、メモ等の記録に残したか。

残した場合、当該記録は保存されているか。

イ 加藤官房長官は、菅内閣総理大臣から伝えられた懸念を内閣府大臣官房に伝えたか。

ウ 伝えた場合、口頭で伝えたのか。何らかの文書を作成したか。

エ いつ伝えたか。

② 杉田官房副長官について

ア 杉田官房副長官は、菅内閣総理大臣から懸念を伝えられた際、メモ等の記録に残したか。

残した場合、当該記録は保存されているか。

イ 杉田官房副長官は、菅内閣総理大臣から伝えられた懸念を内閣府大臣官房に伝えたか。

ウ 伝えた場合、口頭で伝えたのか。何らかの文書を作成したか。

エ いつ伝えたか。

第7 甲A56号証（甲A66号証）、甲A57号証（甲A67号証）、甲A58号証（甲A68号証）について

—内閣府大臣官房人事課が作成し「政府内での説明」に使ったという「令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①・②・③」は、いつ、誰が、誰に、何を説明する時に使われ、どのようにして本件任命拒否の判断に繋がったのか

※ なお、以下と重複する部分があるが、甲A56～58号証（甲A66～68号証）については、原告準備書面（9）第4の求釈明にも別途回答していただきたい。

1 釈明を求める理由

被告は、内閣府大臣官房が、令和2年改選に係る意思決定過程において「説明資料」（甲A56～58号証（甲A66～68号証））を作成し、これらを用いて、「政府内での説明」を行ったと主張するが、かかる説明がいつ、誰に対して行われたのかは不明であり、したがって、かかる「政府内での説明」が、本件任命拒否にどのように関与したのかも明らかにされていない。

2 被告の主張

・甲A56号証（甲A66号証）は、「内閣府大臣官房（人事課）が日本学術会議から取得した文書に基づき作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料である。

具体的には、

- ①「甲A第56号証の1ないし8ページは、内閣府大臣官房（人事課）が令和2年8月31日に日本学術会議事務局から取得した文書の写しであり、1ページ目の右上部分に内閣府大臣官房（人事課）が追記した事項がある。」（原告代理人注：学術会議の推薦書などに「■への説明資料■」を追記）
- ②「9ないし17ページは、内閣府大臣官房（人事課）が日本学術会議から取得した文書の写しである。」（原告代理人注：2018年11月文書）

③「18ページの作成方法に係る記録は残されていない。」(原告代理人注：第2事件原告6名の氏名・肩書が記載された1枚の文書)

(以上、被告準備書面(1)58頁。①、②、③、下線の記載は原告代理人による)。

・甲A57号証(甲A67号証)(原告代理人注：第2事件原告6名の氏名・肩書が記載された1枚の文書に「■への説明資料■」を追記)は「内閣府大臣官房(人事課)が作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料である。同文書の作成方法に係る記録は残されていない。」(被告準備書面(1)59頁)

・甲A58号証(甲A68号証)は、「内閣府大臣官房(人事課)が取得・作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料である。

具体的には、

①「甲A第58号証の1ないし9ページは、内閣府大臣官房(人事課)が日本学術会議事務局から取得した文書の写しであり、1ページ目の右上部分に内閣府大臣官房(人事課)が追記したものである。」(原告代理人注：2018年11月文書に「■への説明資料■」を追記)

②「10ページ(原告代理人注：第2事件原告6名の氏名・肩書が記載された1枚の文書)の作成方法に係る記録はない。」

(以上、被告準備書面(1)59頁。①、②、下線の記載は原告代理人による)。

・「菅内閣総理大臣(当時。以下同じ。)は、令和2年9月16日に内閣総理大臣に就任する前の官房長官であった当時から、日本学術会議会員の選任方法の在り方に懸念を持ち、当該懸念を杉田副長官に伝えていたところ、(中略)、同月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨相談があり、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを直接判断した。(中略)、菅内閣総理大臣は、同月28日、当該決裁文書に基づき、決裁した。」「前記事実経過の下、令和2年改選に関して作成された資料が甲A第56号証ないし甲A第65号証である。」(被告準備書面(4)3～4頁。下線は原告代理人)。

3 釈明を求める事項

(1) 甲A56号証(甲A66号証)について

① 内閣府大臣官房が甲A56号証(甲A66号証)の1～8頁を取得したのはいつか。

② 内閣府大臣官房が甲A56号証(甲A66号証)の9～17頁を取得したのはいつか。

③ 内閣府大臣官房が甲A56号証(甲A66号証)の18頁を取得したのはいつか。

④ 内閣府大臣官房人事課が甲A56号証(甲A66号証)を作成したのはいつか。

⑤ 甲A56号証(甲A66号証)の18頁目の文書(黒塗りでマスキングされたもの)は、内閣府大臣官房人事課が日本学術会議事務局から取得したのか。

あるいは、日本学術会議事務局とは異なる人物ないし機関から取得したのか。

⑥ 甲A56号証(甲A66号証)を用いて「政府内での説明」を実施したのはいつか。

(2) 甲A57号証(甲A67号証)について

① 内閣府大臣官房が甲A57号証(甲A67号証)を作成したか。

② 内閣府大臣官房は、黒塗りでマスキング部分の記載を作成したか。

あるいは同部分の記載を作成したのは、日本学術会議事務局か。

あるいは、いずれとも異なる他の機関か。

③ 内閣府大臣官房が甲A57号証(甲A67号証)を作成したのはいつか。

④ 甲A57号証(甲A67号証)を用いて「政府内での説明」を実施したのはいつか。

(3) 甲A58号証(甲A68号証)について

① 内閣府大臣官房が甲A58号証(甲A68号証)の1ないし9ページを取得したのはいつか。

② 内閣府大臣官房が甲A58号証(甲A68号証)の10ページを取得したのはいつか。

③ 甲A58号証(甲A68号証)の10ページ目の文書(黒塗りでマスキングされたもの)は、内閣府大臣官房が日本学術会議事務局から取得したのか。

あるいは、日本学術会議事務局とは異なる人物ないし機関から取得したのか。

④ 内閣府大臣官房人事課が甲A58号証(甲A68号証)を作成したのはいつか。

⑤ 内閣府大臣官房人事課が甲A58号証(甲A68号証)を用いて「政府内での説明」を実施したのはいつか。

(4) 「政府内での説明」を行った者

甲A56号証(甲A66号証)、甲A57号証(甲A67号証)、甲A58号証(甲A68号証)はいずれも「政府内での説明」に用いられた資料であるとのことだが、「政府内での説明」を行ったのは内閣府大臣官房か。

内閣府大臣官房でない場合は、誰か。

(5) 「政府内での説明」の相手方

甲A56号証(甲A66号証)、甲A57号証(甲A67号証)、甲A58号証(甲A68号証)はいずれも「政府内での説明」に用いられた資料であるとのことだが、「政府内での説明」を行った相手方は誰か。

いずれの資料を用いた場合も、相手方は同一か。

第8 杉田内閣官房副長官から菅内閣総理大臣への相談について

—文書は、作成・取得・保存されていないのか

1 釈明を求める理由

杉田副長官が令和2年9月22日又は23日頃、菅内閣総理大臣に対して行った「相談」は、本件任命拒否の意思決定過程の核心をなすものである。それにもかかわらず、杉田副長官が「相談」内容を定めるにあたり取得した文書、「相談」する内容を記録した文書、菅内閣総理大臣に対して提示した文書、「相談」した事実及び内容を記録した文書が、いまだに全く不明であることは、本件各処分ないし被告の行為の違法性を争う原告らにとって大きな障害となっている。したがって、被告は以下の釈明に明確に回答されたい。

2 被告の主張

被告は、「菅総理大臣は、同年9月16日に内閣総理大臣に就任した後、新たに加藤官房長官及び杉田副長官に改めて当該懸念を伝え、それを受けて、同月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す相談があり、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを直接判断した。」と主張する（被告準備書面（4）3頁）。

3 釈明を求める事項

(1) 第2事件原告ら6名を外すとの相談内容の決定について

- ① 外す対象として原告ら6名を具体的に選定したのは杉田副長官か。
- ② その選定を行ったのはいつか。
- ③ 6名を選定する判断は杉田副長官が単独で行ったのか。
- ④ 6名を選定する判断を行うにあたり、杉田副長官は、いかなる資料を用いたか。
 - ア 甲A56号証（甲A66号証）を用いたか。
用いたという場合、杉田副長官は、当該資料を内閣府大臣官房人事課から取得したのか。
閲覧ないし取得したのはいつか。
 - イ 甲A57号証（甲A67号証）を用いたか。
用いたという場合、杉田副長官は、当該資料を内閣府大臣官房人事課から取得したのか。
閲覧ないし取得したのはいつか。
 - ウ 甲A58号証（甲A68号証）を用いたか。
用いたという場合、杉田副長官は、当該資料を内閣府大臣官房人事課から取得したのか。
- ⑤ 被告は、内閣官房の職員が甲A56～58号証（甲A66号証）ないし甲A58号証（甲A68号証）を内閣府の職員から取得した場合、内閣官房はこれら文書を保存する義務を負わず、したがって保存もしておらず、行政文書管理簿に記

載する必要もないと主張するようであるが（準備書面（7）24頁、この理解で間違いないか。

- ⑥ 被告の主張は、杉田副長官は、菅内閣総理大臣に対して6名を外すとの相談内容を決定するに当たり、甲A56号証（甲A66号証）ないし甲A58号証（甲A68号証）以外に、何らの文書・資料も用いていない、取得していないとの理解で間違いないか。それとも、何らかの文書・資料は取得したが、それが「行政文書」の概念に当たらないと主張するのか。
- ⑦ 被告が、杉田副長官が、甲A56号証（甲A66号証）ないし甲A58号証（甲A68号証）以外に、何らの文書・資料も取得することなく、特定の名を選定し外すという相談内容を決定したと主張するのであれば、なぜそれが可能であったのかを明らかにされたい。

(2) 文書の作成について

- ① 杉田副長官は、菅内閣総理大臣への「相談」内容及びその経緯・結果についての文書を作成しなかったのか。
- ② 杉田副長官は、菅内閣総理大臣が「相談」の結果、第2事件原告ら6名を外す判断をしたことを内閣府大臣官房に伝達したが（甲A59、甲A69）、この伝達行為は、口頭で行ったのか。
- ③ 被告は、内閣官房の所掌事務としての総合調整事務として令和2年改選に関与し、菅内閣総理大臣に対する「相談」を行った杉田副長官が、「相談」内容及びその経緯・結果について、公文書管理法4条が定める文書作成義務を負っていたことを認めないのか。
- ④ 被告は、杉田副長官が「意思決定」をしていないことを理由として、杉田副長官が文書作成義務を負わないと主張するようであるが（被告準備書面(7)5頁及び6頁）、内閣総理大臣に対する「相談」内容を決定することは「意思決定」ではないから文書作成義務を負わないというのが被告の主張であると理解してよいか。

(3) 相談の場の同席者

相談に同席したのは、菅内閣総理大臣と杉田副長官の2人だけだったのか、それとも、内閣府大臣官房の職員などその他の職員も同席したか。

第9 菅内閣総理大臣による判断について

—いかなる文書が取得・作成・保存されているのか。そもそも名簿を含む文書に基づいて判断しているのか

1 釈明を求める理由

菅内閣総理大臣は、杉田副長官から、6名を外して99名を任命することの相談を受け、これを了承することを「直接判断」しているところ、菅内閣総理大臣の「判断」はまさに本件任命拒否の意思決定である。それにもかかわらず、菅内閣総理大臣の意思決

定過程やその根拠を明らかにする文書がいまだに全く不明であることは、本件各処分ないし被告の行為の違法性を争う原告らにとって大きな障害となっている。したがって、被告は以下の釈明に明確に回答されたい。

2 被告の主張

- ・被告は、「菅総理大臣は、同年9月16日に内閣総理大臣に就任した後、新たに加藤官房長官及び杉田副長官に改めて当該懸念を伝え、それを受けて、同月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す相談があり、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを直接判断した。」と主張する（被告準備書面（4）3頁）。
- ・被告は、「令和2年改選の任命についての文書としては、……内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるものとして公文書管理法4条に基づき作成された文書として、甲A第60号証に加え、甲A第56ないし59号証（甲A66ないし69）が保存されている。」と主張する（被告準備書面（8）23頁）。

3 釈明を求める事項

(1) 菅内閣総理大臣は、杉田副長官から、6名を外して任命するという相談を、どのような方法で受けたのか。

- ① すべて口頭で、何らの文書や資料も提示されなかったのか。
- ② 甲A56ないし58号証（甲A66ないし68号証）は提示されたのか。
- ③ 甲A56ないし58号証（甲A66ないし68号証）以外の何らかの文書（メモ、資料を含む）は提示されたか。提示されたのであれば、「行政文書」の概念にとらわれず、どのようなものが提示されたのかを明らかにされたい。
- ④ 何らかの文書が提示された場合、菅内閣総理大臣はその資料を閲覧したのみか、それとも取得したか。取得したのであれば、その保存についてどのような取扱いをしたのか。
- ⑤ 菅内閣総理大臣は、「特定の6名」を外す根拠・理由について、この時、杉田副長官から説明を受け、判断したのか。それとも、特に説明・判断はなかったのか。
- ⑥ 菅内閣総理大臣は、日本学術会議の推薦のとおりには会員を任命せず、日本学術会議法の定める定員に満たない任命行為を行うことの適法性について、この時、杉田副長官から説明を受け、判断したのか。それとも、特に説明・判断はなかったのか。
- ⑦ 菅内閣総理大臣は令和2年11月2日衆議院予算委員会において、「総理は任命を拒否した6人の方の研究や業績について一体どれほどのことを御存知でしたか。本件が起こる前からこの6人の方のお名前をご存知でしたか。」との質問に対し「私は、加藤陽子先生以外の方は承知していませんでした。」と答弁し、続

けて「105名のもとの名簿は見えていないということは事実です。」と答弁し（甲A90）、同月4日同委員会においても105の名簿は「見ておりません」と答弁したが（甲A91）、これらの答弁は被告の上記2の主張と矛盾する。被告はこれらの答弁をどのように説明するのか。明確に回答されたい。

(2) 文書の作成について

- ① 被告は、令和2年改選に係る事実経過において、菅内閣総理大臣が、任命権者である内閣府の長として、公文書管理法4条が定める文書作成義務を負っていたことを認めるか。
- ② 菅内閣総理大臣は、杉田副長官の相談の内容を了承する判断（第2事件原告6名を外し99名だけを任命するとの判断）を、文書として作成しなかったのか。
- ③ 仮に被告が、菅内閣総理大臣と杉田官房副長官による意思決定が「軽微なものである」（公文書管理法4条）ため作成義務を負わないと主張するのであれば、令和2年改選に関し、学術会議が推薦した105名から6名を外すことの意味決定が「軽微なものである」ことを具体的に主張、立証されたい。

第10 杉田内閣官房副長官から内閣府大臣官房に対する「伝達」及び「伝達記録」について

1 釈明を求める理由

杉田内閣官房副長官は、第2事件原告ら6名を外して99名を任命するとの菅内閣総理大臣の判断内容を内閣府大臣官房に「伝達」し、その「伝達記録」が「外すべき者（副長官から） R2. 9. 24」と記載された甲A59号証（甲A69号証）であるとされているが、杉田内閣官房副長官の「伝達」方法、甲A59号証（甲A69号証）の作成方法及び作成の目的等が判然としないので、以下の釈明を求める。

2 被告の主張

「④令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録（甲A59。変更決定後は甲A69であり、全部開示された。）

令和2年改選に係る意思決定過程において、内閣府大臣官房が、任命権者である内閣総理大臣の判断を副長官により伝達されたことから、同内容を記録したものである。」（被告準備書面（1）59頁）

3 釈明を求める事項

- (1) 「伝達記録」としての甲A59号証（甲A69号証）の作成者は内閣府大臣官房である、というのが被告の主張であると理解してよいか。
- (2) 杉田内閣官房副長官が、菅内閣総理大臣の判断内容を内閣府大臣官房に伝達した方法は、口頭だったのか、それとも何らかの文書を渡したのか。
- (3) 甲A59号証（甲A69号証）の記載部分のうち内閣府大臣官房が記載した部分はどこか。

- (4) 杉田内閣官房副長官は、甲A59号証（甲A69号証）の記載部分の全部又は一部の文書を内閣府大臣官房に渡して伝達したのではないか。一部であるとしたら、どの部分か。
- (5) 甲A59号証（甲A69号証）と、令和2年6月12日付で日本学術会議事務局が記録したとする甲A65号証の開示部分（訴状不開示部分目録3Ch参照）は、酷似している。とりわけ、日本学術会議の内閣総理大臣に対する推薦書の名簿は五十音順であるのに対し、上記両文書における6名の並び順は五十音順ではないことが注目される。内閣府大臣官房が、甲A65号証と酷似した「外すべき者」6名の名簿を作成した事情・理由を明らかにされたい。
- (6) 内閣府大臣官房が甲A59号証（甲A69号証）を作成した目的は何か。

第11 内閣府による決裁文書の起案について

—任命を所掌する内閣府大臣官房において、任命拒否の違法性等を検討しなかったのか。なぜ決裁文書に99名しか任命しない理由を記載しなかったのか。

1 釈明を求める理由

菅内閣総理大臣の6名を外して99名を任命する旨の判断には、①内閣総理大臣による任命行為の性質に反しないか、②日本学術会議法（当時）が定める定員に欠員を生じさせてよいか、③外される6名の選定が合理的であるかどうかの検討が必要とされるはずである。したがって、会員の任命を所掌事務とする内閣府大臣官房は、菅内閣総理大臣の判断結果の伝達を受けて決裁文書（甲A60号証）を作成するにあたり、上記の事項を検討し、その記録を残さなければならないはずであり、そのことを示す文書は存在するのではないか。

2 釈明を求める事項

(1) 内閣府は、決裁文書を起案するにあたり、学術会議の推薦と異なる任命をすることについての適法性、過去の政府見解との整合性を検討したか。

① いつ、どのような方法で検討したか。

もしくは、検討しなかったのか。

② 内閣法制局に照会したか。

③ 検討したと回答する場合、資料を用いたか。

内閣府は、検討に用いた資料を保存する義務を負うか。

(2) 内閣府は、決裁文書を起案するにあたり、99名を任命することにより、当時の学術会議法が定める定員に欠員が生じることになることについての適法性を検討したか。

① いつ、どのような方法で検討したか。

もしくは、検討しなかったのか。

② 内閣法制局に照会したか。

③ 検討したと回答する場合、資料を用いたか。

内閣府は、検討に用いた資料を保存する義務を負うか。

(3) 内閣府は、特定の6名を外すことの合理性について検討したか。

① いつ、どのような方法で検討したか。

もしくは、検討しなかったのか。

② 検討したと回答する場合、資料を用いたか。

内閣府は、検討に用いた資料を保存する義務を負うか。

(4) 決裁文書（甲A60号証）に結論しか書かなかったのはなぜか

決裁文書（甲A60号証）には、99名の氏名を列記した任命文書案だけでなく、日本学術会議会長名義の令和2年8月31日付「日本学術会議会員候補者の推薦について（進達）」が添付されており、同文書には第2事件原告ら6名を含む105名を推薦する旨の「日本学術会議会員候補者推薦書（105名）」が含まれている。したがって、決裁文書には、105名の推薦に対し99名しか任命しない根拠・理由を記載すべきことが公文書管理法4条で義務付けられているのではないか。

99名しか任命しない根拠・理由を記載しなかった理由は何か。

(5) 甲A60号証において、内閣官房長官が決裁をしているのは、いかなる権限に基づくものか

第12 令和2年改選に係る総合調整事務について

1 釈明を求める理由

本件任命行為は内閣府大臣官房が所掌する事務であるにもかかわらず、本件任命行為に至る意思決定過程においては、内閣官房の職員である杉田内閣官房副長官が重大な役割を演じたが、同人の権限の根拠及び、内閣府の所掌事務に内閣官房が関与した本件における文書作成義務の所在が必ずしも明らかにされていない。

2 被告の主張

- ・「令和2年改選に際しては、杉田内閣官房副長官が、内閣法14条3項に基づき、同法12条2項4号及び5号所定の内閣官房の所掌事務として、各府省の人事に関する事務（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）に対して、内閣として一貫性を確保する上で必要な総合調整を行った。具体的には、令和2年9月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99名を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨相談をして、菅内閣総理大臣がその内容を了承することを直接判断したという結論を杉田内閣官房副長官から内閣府大臣官房に伝達したことが挙げられる。」（被告準備書面（8）20頁）
- ・「杉田内閣官房副長官が令和2年改選に関して行った本件総合調整事務は、内閣府の所掌事務である令和2年改選における意思決定に至る過程において行われたもの

であるから、内閣官房副長官が令和2年改選についての総合調整に関する事務を行う上で、仮に行政文書を作成した場合、当該文書は総合調整に係る情報として所管行政機関たる内閣府に共有されることとなり、所管行政機関たる内閣府において管理されること、また、仮に内閣官房副長官が、内閣府大臣官房又は日本学術会議事務局から、令和2年改選に関する説明等を受け、その際に説明資料等の文書を取得していたとしても、内閣官房としては、当該文書について、内閣官房文書管理規則7条9項1号に該当するものとして、当該説明等の終了後、遅滞なく廃棄することとなる」(被告準備書面(8)10~11頁)。

- ・内閣官房において、「杉田内閣官房副長官のほかに、これに関与した職員がいる事実は把握していない。」(被告準備書面(8)21頁)。

3 釈明を求める事項

- (1) 杉田副長官は、「令和2年9月22日又は23日頃」だけでなく、同年4月2日付の甲A63号証や同年6月1日付の甲A64号証の説明を受けたり、同年6月12日付の甲A65号証の内容の決定・伝達など、学術会議会員の選考過程にも関与していたのではないか。
- (2) そうだとすると、選考過程への関与も、内閣官房の総合調整事務か。
- (3) 「内閣として一貫性を確保する」との主張にかかる「内閣としての一貫性」とは、他の政策との一貫性を確保するとの趣旨か。それとも、内閣府と内閣官房との一貫性を確保するとの趣旨か。
- (4) 杉田副長官は、本件総合調整事務を行うに当たり、甲A56号証(甲A66号証)ないし甲A58号証(甲A68号証)以外の文書を使用したことがあったか。
使用したことがあったと回答する場合には、その文書がいかなる文書であったかを明らかにするとともに、当該文書を開示されたい。開示できない場合には、その理由を明らかにされたい(当該文書の正本、原本が別途管理されていることなど)。
- (5) 総合調整事務は内閣官房の所掌事務であるから、それによって得た情報は内閣府と「共有」されるにすぎず、総合調整事務に関して作成、取得された行政文書は、内閣官房自身が保存、管理する義務を負うのではないか。被告がそのことを否定する法的根拠を明らかにされたい。
- (6) 被告は、内閣官房において、「杉田内閣官房副長官のほかにこれに関与した職員がいる事実は把握していない。」(被告準備書面(8)21頁)と主張するが、その趣旨は、内閣官房において、本件総合調整事務に関与した職員は杉田副長官の他には存在しない、というものか。それとも具体的に特定していない、との趣旨か。

第13 文書の管理について

1 内閣府大臣官房が保有する文書について

- (1) 甲A56~60号証は、いずれも同じ行政文書ファイルに保存されていたものか。

- (2) 上記各文書が保存される行政文書ファイルのタイトルを明らかにされたい。
- (3) 上記行政文書ファイルは紙の綴りか。あるいは電子データか。その形態を明らかにされたい。
- (4) 上記行政文書ファイルに保存されている文書は(1)に記載するもののほかにあるか。
- (5) 上記行政文書ファイルに、電子メールは保存されているか。
電子メールを保存する場合、どのような手法で保管するか。

2 内閣府日本学術会議事務局長が保有する文書について

- (1) 甲A62～65号証はいずれも同じ行政文書ファイルに保存されていたものか。
- (2) 上記各文書が保存される行政文書ファイルのタイトルを明らかにされたい。
- (3) 上記行政文書ファイルは紙の綴りか。あるいは電子データか。その形態を明らかにされたい。
- (4) 上記行政文書ファイルに保存されている文書は(1)に記載するものの他にあるか。
- (5) 上記行政文書ファイルに、電子メールは保存されているか。
電子メールを保存する場合、どのような手法で保管するか。
- (6) 内閣府日本学術会議事務局長を管理者とする「第25期改選 会員任免（令和2年）」とのタイトルの行政文書ファイル（甲A92）において、「任命・選考に関する具体的な内容ではなく形式的資料のみ」との備考が記載されているのはいかなる理由によるか（他年度の同一タイトルの行政文書ファイルにはかかる記載はない。甲A90参照）。明らかにされたい。
- (7) 内閣府日本学術会議事務局長を管理者とする「第25期改選 会員任免（令和2年）」と題する行政文書ファイルに収められている文書は全体で何ページになるのか。また、当該行政文書ファイルに収められている文書をすべて明らかにされたい。
- (8) 「第25期改選 会員任免（令和2年）」にかかる、「任命・選考に関する具体的な内容」の資料はどのファイルに保存されているか、明らかにされたい。

3 行政文書ファイル、ファイル管理簿

- (1) 内閣官房の各行政文書ファイル管理簿について
 - ① 被告は、内閣官房副長官の作成・取得文書が内閣府に共有されるまでの間、内閣総務官が総括文書管理者になることを認めているが、内閣府に共有された場合には、内閣府において管理されるところ、内閣官房の行政文書ファイル管理簿へ記載する必要はないと主張する（被告準備書面（7）23～24頁）。
2020年度の内閣官房の各行政文書ファイル管理簿において上記の記載がないことを、当該管理簿の提出をもって明らかにされたい。
 - ② 被告は、日本学術会議事務局の職員は、会員任命事務に係る行政文書については作成義務を負わないし、かつ、取得することもない、と主張する（被告準備書面（8）19頁）。

他方、上記第4の1のとおり、坂井学内閣府特命担当大臣は、「推薦名簿が提出される前に事務局を介して意見交換が学術会議会長との間で行われた」と答弁している（乙A17号証）。

このような「意見交換」についても被告はかかる主張をするのか。主張する場合、その根拠を明らかにされたい。

(2) 下記文書が保存されている行政文書ファイルの名称を明らかにするとともに、ファイル管理簿を開示されたい。

- ① 甲A56号証（甲A66号証）が保存されている行政文書ファイルの名称
- ② 甲A57号証（甲A67号証）が保存されている行政文書ファイルの名称
- ③ 甲A58号証（甲A68号証）が保存されている行政文書ファイルの名称
- ④ 甲A59号証（甲A69号証）が保存されている行政文書ファイルの名称
- ⑤ 甲A60号証（甲A70号証）が保存されている行政文書ファイルの名称
- ⑥ 甲A61号証が保存されている行政文書ファイルの名称
- ⑦ 甲A62号証（甲A72号証、甲A75号証）が保存されている行政文書ファイルの名称
- ⑧ 甲A63号証が保存されている行政文書ファイルの名称
- ⑨ 甲A64号証（甲A73号証）が保存されている行政文書ファイルの名称
- ⑩ 甲A65号証が保存されている行政文書ファイルの名称

第14 文書の探索について

1 答申を受けて実施した文書の探索について、内閣官房、内閣府大臣官房、内閣府日本学術会議において実施した回数、それぞれの日時、探索の範囲、探索方法を明らかにされたい。

2 菅元内閣総理大臣及び杉田元内閣官房副長官が在任中であった令和3年10月4日までの間に探索を実施したか。

実施した場合、菅内閣総理大臣（当時）及び杉田官房副長官（当時）は「職員」として自分が使用していた机、キャビネット、パソコン等電子機器内を探索したのか。

あるいは、他の職員が探索したのか。

3 探索を実施した期日が上記期日以降であった場合、いかなる職員が上記机等の探索を実施したのか。

4 探索を実施するにあたり、菅義偉氏及び杉田和博氏に作成、取得の有無を聴取したか。

5 甲A56号証（甲A66号証）、甲A57号証（甲A67号証）、甲A58号証（甲A68号証）を用いてなされた「政府内で説明」に加わった職員を特定して探索を実施したか。

6 探索を実施するに当たり、本件第2事件原告6名の個人名を用いて電子機器の検索等の探索をしたか。

- 7 探索対象の「共有フォルダ」とは何か。
電子機器上のフォルダか。
誰と誰との間で共有されるものか。
- 8 「共有フォルダ」以外の電子機器内のフォルダを探索したか。
その際、探索の条件をどのように設定したか。
- 9 保存期間が1年未満となる文書も探索の対象としたか。
- 10 特定の6名を選定し、任命しないことを決定するための資料となる裁判例、文献、個人のメモ等を探索の対象としたか。
- 11 探索を実施するにあたり、個々の文書が行政文書に該当するか否か、保存期間1年未満文書に該当するか否かの判断を行ったか。
行った場合、誰が行ったか。
- 12 探索を実施するに当たり、探索を指示した者は、探索の対象となる第25期改選に係る文書は、重要又は異例の事項を含む文書であることを認識していたか。
- 13 被告は「内閣府大臣官房人事課において、令和2年改選の後、第1事件各開示請求までの間に、令和2年改選に関する想定問答や答弁書案等を作成しており、同課において管理している。」(被告準備書面(8)23頁)と主張するところ、想定問答や答弁書案等を保存する行政文書ファイルの名称を明らかにされたい。
想定問答、答弁書案を開示されたい。
- 14 被告は、原告が開示を求める文書、とりわけ対象文書2(2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書)について、資料やメモなど、例えば組織共用性がないなどの解釈によって「行政文書」に該当しないと考えたために探索又は開示の対象から外したものがあつたか。

以上